

沖縄振興特別措置法に基づく分野別計画について

平成20年3月
内閣府沖縄担当部局

< 1 > 沖縄振興計画の4つの分野別計画

- (1) 観光振興計画 (2) 情報通信産業振興計画 (3) 農林水産業振興計画
(4) 職業安定計画

* 計画作成者：沖縄県知事が計画を作成。県知事は主務大臣に協議し、同意を求めることができる。

< 2 > 主務大臣の同意

・主務大臣

観光振興計画：内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣

情報通信産業振興計画：内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣

農林水産業振興計画：内閣総理大臣、農林水産大臣

職業安定計画：内閣総理大臣、厚生労働大臣

- ・同意に当たっては、主務大臣は関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄振興審議会の意見を聴くことが必要

< 3 > 現分野別計画の主な内容

- ・計画の意義・性格、計画期間、施策の方針、施策の展開等を記述
- ・計画期間はいずれも3年間(平成17年度～19年度)
- ・観光振興計画においては、観光振興地域を指定
- ・情報通信産業振興計画においては、情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区を指定

< 4 > 第3次分野別計画の策定に向けたスケジュール

| | |
|------------|------------------------------|
| 平成20年1月24日 | 沖縄振興審議会・同総合部会にて素案(パブコメ案)審議 |
| 1月30日～3月2日 | パブリックコメントの実施(沖縄県) |
| 3月上旬 | 3次分野別計画県案決定(県沖縄振興推進委員会) |
| 3月6日 | 主務大臣提出 |
| 3月18日 | 沖縄振興審議会・同総合部会による審議 主務大臣同意 |

- < 5 > 第3次分野別計画は、沖縄振興計画(平成14年度～23年度)と合わせるため4年間(平成23年度まで)を対象。

